

## 定期積金(スーパー積金)規定

### 1. (積金契約の成立)

当金庫は、お客さまから定期積金(以下、「この積金」といいます。)に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに当該積金に係る契約が成立するものとします。

### 2. (掛金の払込み)

この積金は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは、必ず証書を持参してください。

### 3. (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは掛金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

### 4. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 5. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の給付補てん金の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

### 6. (給付補てん金等の計算)

(1) この積金の給付補てん金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日(解約日が満期日の翌日以降の場合は解約日)の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算します。

② 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この積金は満期日前に解約できません。

③ 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの積金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約す場合など、満期日前に解約をするとき、および「預金等共通規定」第10条第2項、3項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③この計算の単位は100円とします。

④給付補てん金には税金がかかります。

## 7. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

## 8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

## 9. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この積金は、本規定のほか、「預金等共通規定」が適用されるものとします。

以上

令和2年4月1日改正